

＜令和2年4月1日から12月31日までに終了した治療分＞

## 令和2年度 長野市不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊に悩む方への特定治療支援事業は、保険外診療である特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、費用の一部を助成する制度です。

対象となる治療 ①、②の条件を共に満たす治療	① 指定医療機関による体外受精及び顕微授精 ※指定医療機関は裏面をご覧ください。 ② 令和2年4月1日から12月31日までに終了した治療 ※治療の終了とは、不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）の「今回の治療期間」に記入されている最終日です。																															
助成対象者 ①、②、③の条件をすべて満たす方	① 夫婦の双方又は一方が長野市に住所を有する法律上の夫婦 ② 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方 ③ 夫婦の所得合計が730万円未満 ※基準となる所得① 令和元年の所得（申請日が令和2年4、5月の場合は、平成30年の所得） ※基準となる所得② ・給与所得控除後の金額（給与所得の源泉徴収票）－各控除額 ・所得金額の合計額（確定申告書）－各控除額																															
助成内容	① 治療内容及び助成上限額 <table border="1"><thead><tr><th>治療ステージ</th><th>治療内容</th><th>助成上限額/回</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>新鮮胚移植を実施</td><td>15万円 (初回治療の場合は、30万円)</td></tr><tr><td>B</td><td>凍結胚移植を実施</td><td>15万円 (初回治療の場合は、30万円)</td></tr><tr><td>C</td><td>以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施</td><td>7万5千円</td></tr><tr><td>D</td><td>体調不良等により移植のめどが立たず治療終了</td><td>15万円 (初回治療の場合は、30万円)</td></tr><tr><td>E</td><td>受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止</td><td>15万円 (初回治療の場合は、30万円)</td></tr><tr><td>F</td><td>採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</td><td>7万5千円</td></tr><tr><td></td><td>【男性不妊治療】 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行なった場合（採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も対象となります。）</td><td>15万円 (初回治療の場合は、30万円)</td></tr></tbody></table> <p>※「初回治療の場合」とは、年度内の初回治療ではなく、通年の初回治療です。 また、過去に治療を行っていたとしても、本事業の申請が初回であれば、「初回治療」に該当します。</p> ② 助成回数（令和元年度までに助成を受けた回数及び他の自治体で同様の助成を受けた回数も通算されます。） <table border="1"><tbody><tr><td rowspan="3">初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が</td><td>40歳未満</td><td>43歳になるまでに通算6回</td></tr><tr><td>40歳以上 43歳未満</td><td>43歳になるまでに通算3回</td></tr><tr><td>43歳以上</td><td>助成対象外</td></tr></tbody></table>	治療ステージ	治療内容	助成上限額/回	A	新鮮胚移植を実施	15万円 (初回治療の場合は、30万円)	B	凍結胚移植を実施	15万円 (初回治療の場合は、30万円)	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	15万円 (初回治療の場合は、30万円)	E	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	15万円 (初回治療の場合は、30万円)	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円		【男性不妊治療】 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行なった場合（採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も対象となります。）	15万円 (初回治療の場合は、30万円)	初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が	40歳未満	43歳になるまでに通算6回	40歳以上 43歳未満	43歳になるまでに通算3回	43歳以上	助成対象外
治療ステージ	治療内容	助成上限額/回																														
A	新鮮胚移植を実施	15万円 (初回治療の場合は、30万円)																														
B	凍結胚移植を実施	15万円 (初回治療の場合は、30万円)																														
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円																														
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	15万円 (初回治療の場合は、30万円)																														
E	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	15万円 (初回治療の場合は、30万円)																														
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円																														
	【男性不妊治療】 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行なった場合（採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため中止した場合も対象となります。）	15万円 (初回治療の場合は、30万円)																														
初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢が	40歳未満	43歳になるまでに通算6回																														
	40歳以上 43歳未満	43歳になるまでに通算3回																														
	43歳以上	助成対象外																														
受付期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで																															
申請窓口 (お問合せ先)	〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号 長野市保健所健康課 母子保健担当 電話 (026) 226-9963																															

《裏面あります》

<p>申請に必要な書類</p> <p>同じ年度内の2回目以降の申請には、右のうち④・⑤・⑥・⑦は省略することができます（ただし、⑥は1回目の申請が令和2年6月以降の場合に限りません）。</p>	<p>① 不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金交付申請書（様式第1号） ※夫婦連名で署名または記名押印してください。申請額の欄は記入しないで下さい。</p> <p>② 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号） ※証明書の発行に文書料がかかる場合があります。</p> <p>③ 治療費の領収書及び診療明細書（コピー不可） ※領収書は「原本」をお持ち（郵送）ください（コピーのうえお返しします）。</p> <p>④ 住民票（夫婦連名で続柄・本籍・筆頭者の記載があるもの） ※個人番号の記載は、不要です。申請日の直近での取得をお願いします。</p> <p>⑤ 所得額を確認できる書類（夫婦それぞれについて必要） ※詳細は、本ページ下部《参考》をご確認ください。所得がなかった方についても、必要です。</p> <p>⑥ 戸籍謄本（初めて助成を受ける場合（通算1回目）、又は夫婦のどちらか一方が他市に住民票がある場合に限り必要となります。） ※申請日の直近での取得をお願いします。</p> <p>⑦ 振込先の金融機関、口座番号等がわかるもの ※①に記載があれば、不要です。</p> <p>様式につきましては、長野市ホームページ（<a href="https://www.city.nagano.nagano.jp/">https://www.city.nagano.nagano.jp/</a>）からダウンロードすることができますので、トップページのサイト内検索で「不妊治療費助成金」と入力してください。</p>
--	---

長野市の指定医療機関	医療機関名	所在地	電話番号
	長野市民病院	長野市大字富竹 1333 番地 1	(026) 295-1199
	吉澤産婦人科医院	長野市七瀬中町 96 番地	(026) 226-8475
	JA 長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会 666 番地 1	(026) 292-2261
<p>※長野市外の医療機関の場合、その所在地の都道府県等から指定を受けている医療機関であれば、助成の対象となります。</p> <p>※男性不妊治療の場合は、指定医療機関の主治医の治療方針に基づき、指定医療機関外の病院で治療を受けた場合も対象となります。</p>			

《参考》所得額を確認できる書類 ※夫婦それぞれについて該当する書類をご用意ください。

給与所得のみの方	確定申告をした方	所得のなかった方
①、③、④のいずれか	②、③、④のいずれか	③

書類No.	書類の名称	備考
①	給与所得の源泉徴収票(令和元年度)	勤務先で発行する書類です。※申請日が令和2年4、5月の場合、「平成30年分」をご用意ください。
②	確定申告書の控え(令和元年度)	※申請日が令和2年4、5月の場合、「平成30年分」をご用意ください。
③	市民税・県民税課税内容証明書(令和2年度)	長野市役所の市民税課・市民窓口課・各支所の窓口で交付申請をしてください。(1通につき、手数料300円がかかります)。 ※申請日が令和2年4、5月の場合、「令和元年度」分をご用意ください。 申請の際には、所得額・扶養・税額がすべて記載されている証明書の発行を依頼してください。
④	住民税額決定通知書(令和2年度)	※申請日が令和2年4、5月の場合、「令和元年度」分をご用意ください。

長野市では、不妊に関する相談窓口として、助産師や保健師が面接相談や電話相談に応じます。  
詳しくは長野市保健所健康課へお問い合わせください(連絡先は表面参照)。